

中標津町強靱化計画【概要版】（案）

令和8年3月 中標津町

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

- ▶ 2011年（平成23年）の東日本大震災以降、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知され、国は「国土強靱化基本法」に基づき「国土強靱化基本計画」を策定しました。北海道でも「北海道強靱化計画」が策定され、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る施策の枠組みが整備されてきました。
- ▶ 中標津町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するため、国、北海道、民間事業者及び町民等と連携し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

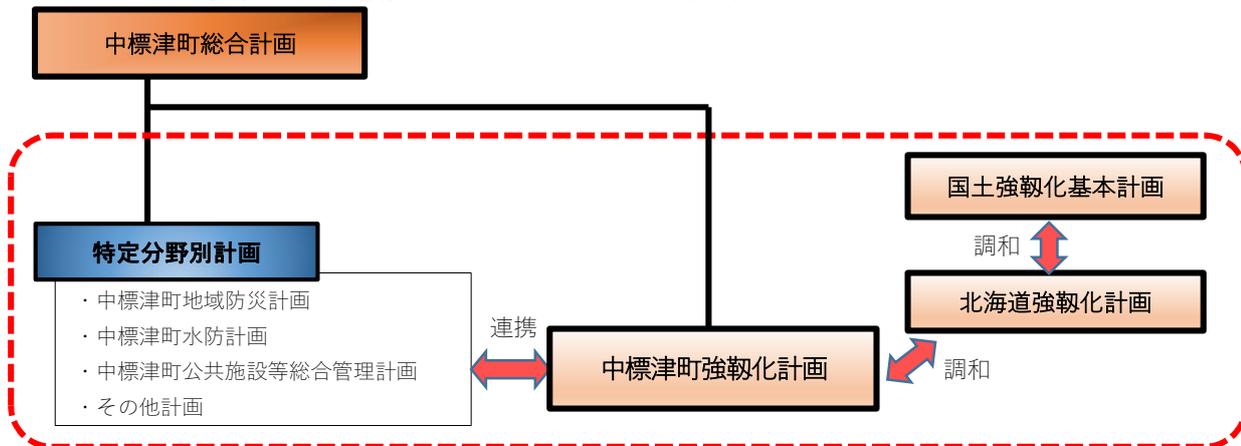
（改定で踏まえるべき社会情勢の変化：【新たに追加された内容のポイント】）

今回の改定では、従来の課題に加え、以下の社会情勢の変化を踏まえています。

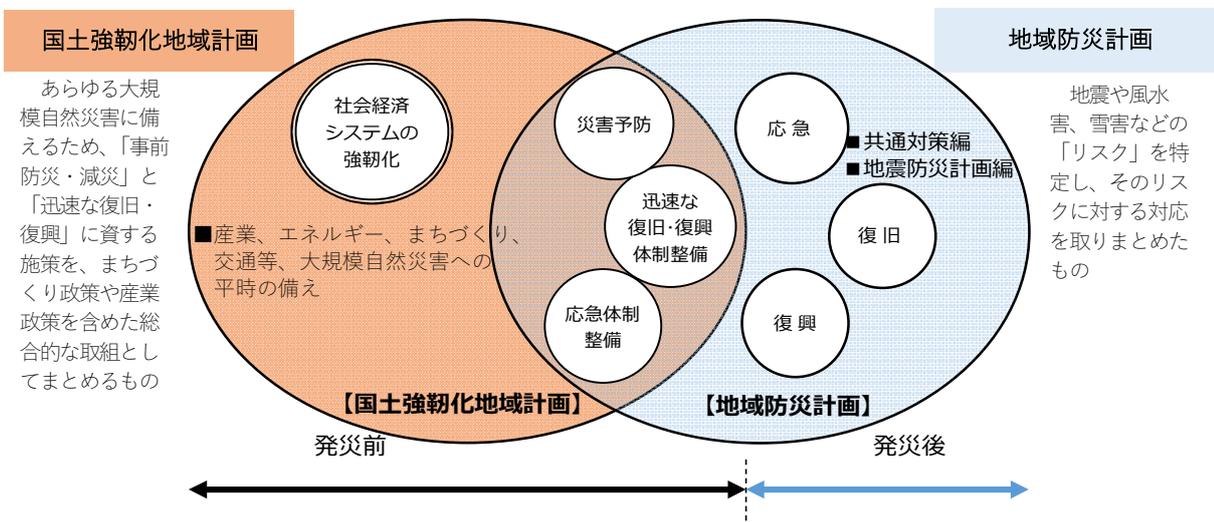
- 人口減少、少子高齢化が進む中、近年の気候変動による影響（猛暑など）や、**新型コロナウイルス感染症**など、これまで想定していなかったあらゆる事象を想定する必要があること。
- デジタル技術等の進化**を活用した防災・減災の取組を効率的に進めることが重要となること。

2 計画の位置付け

- ▶ 本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく**国土強靱化地域計画**として策定します。
- ▶ 地域防災計画をはじめとする中標津町の分野別計画の国土強靱化に関する指針であり、中標津町における**国土強靱化施策**を推進するための基本的な指針として位置付けます。



3 地域防災計画と強靱化計画



第2章 中標津町強靱化の基本的考え方

1 中標津町強靱化の目標

中標津町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野の機能強化を平時から図り、本町の持続的成長につなげるものです。

以下の4つの目標を掲げ、施策を推進します。

中標津町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 中標津町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 本計画の対象とするリスク

- ▶ 本計画は、北海道強靱化計画を踏まえ、大規模自然災害を対象とし、「町民の生命・財産を守り、中標津町の重要な社会経済機能を維持する」観点から、中標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象とします。

【中標津町における主な自然災害リスク】



地震：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（根室沖の発生確率は30年以内に90%程度、十勝沖から択捉島沖はM8.8程度以上の発生確率7~40%程度）、内陸型地震（標津断層帯）を想定。

火山噴火：摩周岳などによる大規模火山噴火の降灰被害を想定。

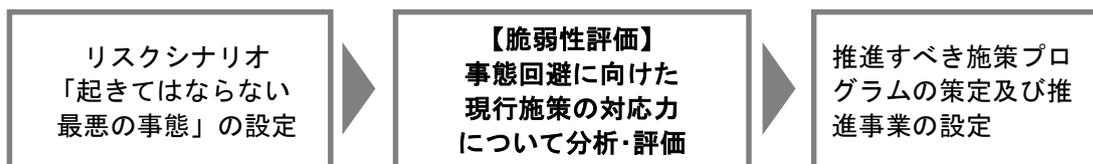
豪雨/暴風雨、豪雪/暴風雪：融雪災害、集中豪雨、吹雪による交通障害などを想定。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ▶ 国の評価手法等を参考に、町内で発生した自然災害の被害状況や被害想定等を踏まえ、今後中標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスク対象として、事態回避に向けた現行施策の対応力を分析・評価しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など地域特性を踏まえ、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラ機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーン [*] の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能 [*] の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

第4章 中標津町強靱化のための施策プログラムの策定等

- ▷ 脆弱性評価の結果を踏まえ、19の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、ハード（施設の整備・耐震化など）とソフト（情報・訓練・防災教育など）の両対策を組み合わせた施策プログラムを策定しました。
- ▷ 施策推進の指標となる目標値は、関係者が共有する「努力目標」と位置付け、機動的に対応するため計画期間中も必要に応じて見直しを行います。
- ▷ 中標津町が主体となって実施する事業を「推進事業」として別表に示します。

【中標津町強靱化のための施策プログラムの概要】

1. 人命の保護

- | |
|--|
| 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生 |
| ▷建築物等の耐震化、老朽化対策 ▷緊急輸送道路等の整備 ▷防火対策・火災予防 等 |
| 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| ▷警戒避難体制の整備 |
| 1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラ機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| ▷洪水ハザードマップ等の作成 ▷河川改修等の治水対策 ▷気候変動への適応 |
| 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| ▷暴風雪時における道路管理体制の強化 ▷除雪体制の確保 |

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

- | |
|---|
| 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| ▷合同訓練など関係行政機関の連携体制整備 ▷自衛隊体制の維持・拡充
▷救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 ▷消防団活動の促進 |
| 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| ▷保健予防機能の充実 ▷被災時の医療支援体制の強化 ▷災害時拠点病院等の機能強化
▷災害時における福祉的支援 |
| 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| ▷物資供給等に係る連携体制の整備 ▷非常用物資の備蓄促進 |
| 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生 |
| ▷避難所等の指定・整備・普及啓発 ▷避難所等の生活環境の改善、健康への配慮
▷積雪寒冷や猛暑を想定した避難所等の対策 |

3. 行政機能の確保

- | |
|--|
| 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| ▷災害対策本部機能等の強化 ▷行政の業務継続体制の整備 ▷広域応援・受援体制の整備 |

4. 経済活動の機能維持

- | |
|--|
| 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| ▷本社機能や生産拠点等の立地 ▷企業の事業継続体制の強化 ▷被災企業等への支援 |
| 4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| ▷陸路における流通拠点の機能強化 |
| 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| ▷食料生産基盤の整備 ▷地場産品の販路拡大 ▷災害時における生鮮食料品の流通体制の確保 |
| 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |

- ▷森林の整備・保全
- ▷農地・農業水利施設等の保全管理

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

- ▷関係機関の情報共有化
- ▷住民等への情報伝達体制の強化
- ▷地域防災活動、防災教育の推進
- ▷外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

- ▷再生可能エネルギーの導入検討
- ▷電力基盤等の整備
- ▷石油燃料供給の確保

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ▷上水道施設等の防災対策
- ▷下水道施設等の耐震化、老朽化対策 等

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ▷交通ネットワークの整備
- ▷道路施設の防災対策等
- ▷公共交通の維持
- ▷空港の機能強化

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- ▷市街地復興体制の強化
- ▷災害廃棄物の処理体制の整備
- ▷地籍調査の実施
- ▷仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

- ▷災害対応に不可欠な建設業との連携
- ▷行政職員の活用促進
- ▷ボランティアとの連携
- ▷地域コミュニティ機能の維持・活性化

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間

- ▷計画期間は、概ね5年間（令和8年度から令和12年度まで）とします。

2 計画の推進方法

- ▷施策ごとの推進管理：庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図り、施策の進捗状況などを継続的に検証します。
- ▷PDCAサイクルによる計画の着実な推進：施策プログラム全体の検証結果を踏まえた予算化や国、北海道への政策提案を通じて、継続的な改善・向上を図ります。
- ▷持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進：SDGsの視点を持って強靱化の取組を推進します。